#### フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近 時の動向

井上,宜裕 九州大学大学院法学研究院 : 准教授

https://doi.org/10.15017/25409

出版情報:法政研究. 79 (1/2), pp.47-71, 2012-10-16. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

蛮行為、 被害者とする、

加重的強姦、

加重的略取、 加重的故殺、

加重的監禁の重罪であ

謀殺、 強姦、

野蛮行為、

略取、

または、監禁の重罪、成人を

加重的拷問、

加重的野

# はしがき

本稿では、

保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答

## フランスにおける保安監置 保安監視をめぐる近時 の動向の動向

上 宜

> sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de 責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律(Loi nº

裕

井

はしがき

保安監置・保安監視と遡及適用

これに検討を加える。

度の創設から現在に至るまでのフランスの動向を概観し、 cause de trouble mental)による保安監置及び保安監視制

右二〇〇八年法によって導入された保安処分、保安監置

及び保安監視は、以下のようなものである。

況の再調査によって、対象者が、人格の重大な障害を被っ 対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容を指す。 られる特別な危険性を呈していることが証明される場合\_ ているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけ 保安監置とは、「刑の執行終了時に行われる対象者の状 対象犯罪は、未成年者を被害者とする、謀殺、故殺、 刑の終了後、例外的に取られる措置で、具体的には、

保安監置・保安監視の実施状況

定める二〇〇九年七月六日のアレテ

フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を

II

保安監置・保安監視をめぐる現状

保安監置の遡及適用が可能な場合

憲法院二〇〇八年二月二一日裁決第二〇〇八-五六二号

結びに代えて

47  $(79 - 1 \cdot 2 - 47)$ 

「管轄地の保安監置地方裁判所で、保安監置決定に対しては、場合に保安監置の対象となりうる。保安監置の決定権者は、「る。右犯罪につき、一五年以上の懲役で有罪判決を受けた」

保安監置中央裁判所への上訴が可能である。

となりうる旨を明記しなければならない。
おが刑の終了時に保安監置のために行われる再調査の対象して、重罪法院は、有罪判決において、有罪判決を受けるによる保安監置の予告である。即ち、保安監置の前提と以下で検討する遡及適用との関係で重要なのが、重罪法

的保安センターに収容された例がある。

る上訴等については、保安監置の場合と同様である。方裁判所の決定に基づいて行われる。保安監視決定に対す者が対象犯罪を行う危険を呈している場合に、保安監置地は、一定の理由で保安監置が終了する場合で、かつ、対象

合、仮保安監置が命じられうる。けられる特別な危険を改めて示していることが明らかな場の一つを改めて実行する非常に高い蓋然性によって特徴づいた、保安監視対象者が、義務違反によって右対象犯罪

即ち、重罪法院による予告の必要性及び対象となる有罪判安監置の遡及適用に関して、整理すると以下のようになる。保安監置及び保安監視の概略は以上の通りであるが、保

状況につ 刑事立法のあり方を考える上でも示唆的であ 判所はどのような態度を示しているのか、これらの点は、 際に保安監置及び保安監視を命じる立場にある保安監置 が可能となるのはどのような場合なの わが国で保安処分論を検討する際に有益であるのみならず あったのか、 二〇〇八年法における立法者の思惑はどのようなもの 以下では、 即時適用に向けた内部規則の整備、 いて検討を加える。 本法に関する憲法院裁決を確認し、 同法に対する憲法院の判断は何を意味し、 かを明ら 及び、 うかに 実際の 即 した上 時適用 運 実

(79-1 • 2-48) 48

憲法院は、

保安監置を一七八九年の人権宣言第八条違:

反

は、

ない」。

でもって、

刑の終了時に場合によってはありうる当該措置

重罪法院が有罪判決に

お

V て明文 保

安監

置が命じられうるのは、

本法の発効後に有罪宣告を受けた者に対して、

## Ι 保安監置 • 保安監視と遡及適 用

무

憲法院二〇〇八年二月二一

日裁決第二〇〇八-五六二

決は、 理から保安監置の遡及適用を否定してい 適用を否定するという従来の立場とは異なり、 関する二〇〇八年法をめぐって、憲法院二〇〇八年二月二 一日裁決第二〇〇八-五六二号が出された。この憲法院裁 保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣 刑罰及び刑罰的性質を有する制裁についてのみ遡及 . る。 全く別の論 一告に

は、

理は、 よってしか処罰されえない』とする。 制定され、 確に必要な刑罰しか制定してはならず、 とする付託理由について、 一七八九年の人権宣言第八条は、『法律は、 刑罰 及び 公布され、 刑罰的性格を有する制裁にしか適用され かつ、合法的に適用される法 次のように述べてい 従って、 何人も犯罪以前 これらの 厳格 る。 か 律に つ 原 明 Ž

条違反から導かれる非難は、

失当である」。

7

予防することを目的とする。 告を受けた者による刑罰の完遂後にのみ実施される。 くのではなく、 告するものではなく、 る対象者の特別な危険性に基づいてい 満了時に、 た場合のみであるとしても、 より一層そういえる。従って、 ではなく、 の宣告時に重罪法院によって決定されるのではなく、 れる場合にこの措置を可能にするものである。 のために有罪判決を受けた対象者の状況の再調査を規定し 重罪法院によって有罪宣告を受けた者の有責性に基 人格の重大な障害を被っている者による再犯を回避し 刑罰的性格を有する制裁でもない。 保安監置地方裁判所によって決定される。 地方裁判所によってその判決時に評価さ 刑の終了時にその他の要件が充足さ 法院の決定は、 かくして、 一七八九年の . る。 保安監置は、 監置は、 保安監置を宣 人権宣言第八 監置 保安監視は 有罪. は 監置 刑 刑  $\mathcal{O}$ 

行 K が裁判所による有罪宣告の後に宣告される点に鑑み、 の剝奪の期間、 の公布前に有罪宣告を受けた者、 は適用されえないであろう」。 つ しかしながら、 た行為につき、 その制限なく更新可能な性格、 保安監置は、 この日以後に有罪判決の対象となる者 その自由剝奪的 または、 この日より 及び、 性 質 本法 それ 前に

のである。これとは反対に、保安監視は遡及適用可能とさ 自由に対する侵害の重大性を根拠に遡及適用が否定された 刑罰的性質を有する制裁でもないとされたものの、 認めた規定を憲法違反とした。即ち、 法院は、 このように判示して、 保安監置 保安監置は刑罰でも の遡及適用を 個人の

# 保安監置の遡及適用が可能な場合

れている点も看過されてはならない

置の遡及適用を事実上可能にする装置が周到に準備されて 11 定を詳細に検討すると、フランスの立法者によって保安監 保安監置の遡及適用を否定したにもかかわらず、 たのが分かる。 憲法院が、 個人の自由に対する重大な侵害であるとして 同法の規

能となる。

罪につき一五年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者に対し 監視下の者や社会内司法監督下の者に対しても行われうる。 て宣告された場合、 保安監視は、 司法監視または社会内司法監督が、保安監置対象犯 保安監置後だけでなく、一定の場合、 保安監置地方裁判所は、 対象者を保安 司法

ことになる。即ち、 そうすると、 保安監置の適用場面 ①刑終了後の収容、 は 次の三 ②保安監置後の保 一通りとい 監視に付すことができる。

安監視における義務違反に起因する保安監置、 または社会内司法監督後の保安監視における義務違反に起 の場合である。 ③ 司 法監視

判決裁判所が保安監置対象犯罪につき一五年以上の懲役刑 法律の施行前に有罪判決を受けた者に対しても、 保安監視から生じる義務に不履行があれば、 方裁判所は対象者を保安監視に付すことができる。そして 刑罰適用判事が司法監視の適用を決定すれば、 を宣告したが、保安監置を予告しなかったという場合でも を介することで、保安監置の適用が可能である。 因する保安監置 ここで、③の場合、 保安監視は遡及適用 が可能なため、 保安監置が可

保安監置地

上の可能性にとどまらなかった点には注意を要する。 あるといわざるをえない。 が保安監置の刑罰的性質を否定しつつも遡及適用を排除し 法で保安監置の遡及適用を事実上肯定することは、 いた保安監置の遡及適用が既に行われており、 対象者の人権を重視したことの意義を軽視するもので 部学説で好意的に受け止められているものの、 後に見るように、 この方法を用 単なる理論 憲法院 この 方

て、

保安監視 例えば、

## ΙΙ 保安監置• 保安監視をめぐる現状

を定める二〇〇九年七月六日のアレテ フレ ーヌ社会的医療的司法的保安センター - の内部規則

月六日のアレテである。 療的司法的保安センターの内部規則を定める二〇〇九年七 れていった。 保安監置をめぐっては、その後、 その中でも注目すべきが、 法整備が着々と進めら フレーヌ社会的医

本アレテは、

到着後の全被監置者、

保安センターに

記属

のである。

般的 について、 要な規則に関する条項、 義する条項、 ている。 された全職員、 ア」、「第五章― -被監置者の財産管理」、 本アレテの具体的構成は、 織」、「第二章 被監置者について、被監置者の権利及び義務を定 情報手段に関する条項をそれぞれ規定する。 職員について、 及び、そこに介入する全ての者を対象とし -措置の停止と終了」、及び、「第六章 -機関内での秩序の尊重」、「第三章 センター内部に介入する全ての者 「第四章 職務遂行上、職員にとって必 「前文」、「第一章―機関の 被監置者に対するケ |保安

> が否めな 表題、 内容と齟齬を来している点に端的に見て取ること 61 それは、 目次で挙げられた各条の表題が本文

ができる。

生じていることは重く受け止めるべきであろう。

いずれにせよ、この内部規則が実際に適用される事態

1 保安監視

保安監置地方裁判所による最初の保安監視決定が次の 保安監置・保安監視の実施状況

宣告され、一九九二年六月から拘禁されている、 九年四月二二日に終了することになる」、 象となり、 うとしていたが、その際、 神病患者であるⅩは、二○○七年四月にまさに釈放されよ る司法監視を宣告した。二〇〇九年四月一日、クレテイ 加重強姦罪で一〇年の保安期間を伴う二〇年の懲役刑を 刑罰適用判事は、 続いて、同年、 彼に対して、 後見に付されることになって 精神病院 釈放時から、「二〇〇 への強制収容命令の対 危険な者に対す 偏執性精

保安監視の請求を行った。 これを受けて、二〇〇九年四月六日、 パリ保安監置地方

(Créteil)

の共和国検事は

保安監置地方裁判所に対して

対応すべく、

十分に検討されることなく慌てて作られた感

に関する規定」となっている。

本アレテは、

保安監置の事実上の遡及適用に

51 (79-1 • 2 -51)

裁判所は、 れなければならない。本国から完全に孤立し、グアドル X氏の「拘禁は懲戒事件だらけであり、X氏は、退院時 本判決に示された特別義務を伴う保安監視措置に付さ 次のように判示し、保安監視決定を下した。

受けることができ、またはこれを引き受けるべきであった、

(Guadeloupe)に根付くことを望むX氏のケアを引き

ポワンタ・ピートル (Pointe-à-Pitre)

の精神医療サービス

深く見守る必要がある。

義務、 高い、 措置に、 行を予防する唯一の手段を構成する。」 当裁判所は、「X氏 の躊躇いを顧慮すれば、この措置は、その蓋然性が非常に 第一三二-四五条第一号、第二号、第三号、 現在の司法監視措置の後、刑法第一三二-四四条、及 並びに、治療命令に服する義務を伴った、保安監視 刑訴法第七〇六-五三-一三条に列挙された犯罪の実 一年間付される旨宣告する」。 第四号の

下に維持する理由はない」と判示した。 る必要はないように思われる」とし、「X氏を保安監視の 強制収容制度の下で入院しており、司法上の監視を維持す して、Xは、保安監置中央裁判所に上訴した。 裁判所によって、さらに二年間延長された。この決定に対 この措置は、二〇一〇年四月一五日、パリ保安監置地方 二〇一〇年七月一日、保安監置中央裁判所は、「X氏は、

> 事件では、保安監置中央裁判所は保安監視の延長を否定し 二〇〇八年法で保安監視が導入されたにもかかわらず、本 みることもできよう。 た。この点は、立法者の思惑と裁判実務のある種の齟齬と とりわけ、 かくして、 移動型電子監視の更新回数制限を撤廃すべく、 司法監視または社会内司法監督上の期間制限 いずれにしても、 今後の動向を注

### 2 保安監置

フランスでは既に保安監置が実施に移されている。

保安監視下にあった。ここでの保安監視は、移動型電子監 された。Xは、二〇一二年二月までフレーヌで収容されて 通知しなかった点、及び、 よって承認された。その際、刑罰適用判事へ住所の変更を た。この収容が、請求に基づき、 視を付しうるにもかかわらず、これを伴わないものであ 了したXは、二〇一一年一二月二三日、フレーヌ保安監置 る強姦、逮捕・監禁で一五年の拘禁刑に処され、 かった点で義務違反のあったことが保安監置宣告の理由と センターに収容された。同日まで、Xは、自由であったが 本事案の経過は次の通りである。一五歳未満の者に対す 義務づけられた治療を受けな 保安監置地方裁判所に 刑期を満

保安監視を介した事実上の保安監置の遡及適 11 置がきわめて短期間であったことにも併せて注目すべきで ということは重く受け止めるべきであるが、 たが、 その後、 遡及適用を否定する憲法院裁決にも 移動型電子監視付の保安監視に付された。 他方、 用が行 かかか ?わらず、 保安監 われた

していくのかどう あろう。 立法者が強力に推し進めようとした治安強化が実務に浸透 これを裁判実務の躊躇いと評価する か に ついては、 今後も継続的に注視しな かはともかく、

結びに代えて

け

ばならない。

当初、 さを根拠に保安監置の遡及適用を否定した点はそれ自体画 というこれまでの基準に拠らず、 約四年で実施されるようになったのは衝撃的ですらある。 創設から現在に至るまでのフランスの動向を概観したが、 憲法院が、 以上、二〇〇八年法による保安監置及び保安監視制度の 一二年以上先と思われていた保安監置が同法施行後 刑罰的性格の有無で遡及適用の 対象者の人権侵害の重大 可否を決する

期的

こであっ

た。

かし、

結局

のところ、

保安監視上

0)

違

反を根拠に保安監置に付するという手法によって事実上

れている。 遡及適用が可能となり、 現にその方法で保安監置が実施

どのような変化が生じるか いない現状に鑑みても、立法と実務の間には温度差があれれが対象者の環境調整の困難さ等からそれほど利用され 監視を強化するのが狙いであったが、 ずしも進んでいるわけではないようにも思われる。 ないであろう。 がある。 とは避けるべきであって、 とも考えられうる。 視の導入は、 定されたり、 ただ、上述の通り、 当初立法者が想定していた治安強化の方向に実務が必 さらには、 保安監置が短期で終了したりする例が散見さ 司法監視または社会内司法監督の枠を超えて 今時の政権交代によって、 いずれにしても、 裁判実務では、 ĸ 今後の動向を注視していく必要 ついても注目しなければなら 特に、 間には温度差がある 保安監視の延 現段階で即断するこ 移動型電子監 治安政策に 長が 否

53 (79-1 • 2 -53)

て掲げる。

規則を定める二〇〇九年七月六日のアレテを参考資料とし 【資料】フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部

アレテ(ARRETE)

める二〇〇九年七月六日のアレテ フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を定

Arrêté du 6 juillet 2009 fixant le règlement intérieur du centre socio-médico-judiciaire de sûreté de Fresnes

NOR: JUSK0900131A

santé et des sports) は、 り、決定する。 三-八-七五条及び第R・五三-八-七八条に鑑み、以下の通 sceaux)・司法と自由大臣(ministre de la justice et des libertés)、及び、厚生・スポーツ大臣(ministre de 国務大臣 (ministre d'Etat) • 国璽詔書 刑事訴訟法、とりわけ、第R・五 (garde des la

第一条

santé national de Fresnes) ーヌ国民保健公施設 (l'établissement 内に創設される社会的医療的 public

> 司法的保安センターの内部規則は、 本アレテの附則で定め

る。

第二条

pénitentiaire)、並びに、収容及び治療施設長は、 れがフランス共和国の官報に公表されるであろう本アレテ 行刑局長(le directeur de l'administration それぞ

の実施につき責任を負う。

附則

フレーヌ社会的医療的司法的保安監置センターの内部規則

附則

MEDICO-JUDICIAIRE DE RETENTION DE SURETE

REGLEMENT INTERIEUR DU CENTRE SOCIO

DE FRESNES

住所:社会的医療的司法的保安センター、フレーヌ国民保 健公施設、 チュイヤ通り (allée des Thuyas)

社会的医療的司法的保安センター 94261 フレーヌ セデックス (Cedex)

機関:

市 フレーヌ

日付:二〇〇九年三月二六日

 $(79 - 1 \cdot 2 - 54) 54$ 

## 前文(Préambule

は、 裁判所によって決定された保安監置の対象者を受け入れる 医療的司法的保安センター(以下、「センター」とする) national de Fresnes (EPSNF)) 内に創設された、社会的 フレーヌ国民保健公施設(l'établissement public de santê 一五日の法律及び二〇〇八年一一月四日のデクレによって、 最も重大な犯罪の累犯を防止するため、二〇〇八年二月 保安処分学際的委員会の提案に基づき、保安監置地方

されうる。 付され、 呈している者がセンターに配される。 常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険を常に 刑罰終了時に、人格の重大な障害と結びついた累犯の非 命じられた義務を遵守しない者もセンターに収容 同様に、 保安監視に

ことを任務とする。

時提供すること るために、 R.五三-八-五五条に従って、 対象者の危険性を減少させ、 センターは、 被監置者に医療的、 刑事訴訟法第七〇六-五三-一三条及び第 以下の任務を負う。 この措置の終了を可能にす 社会的、 心理学的ケアを常

保安監置対象者を施設内に監置すること

の任務は、 センターは、 EPSNF の長及び EPSNF に配属された病院長 厚生省及び司法省の二 重の監督を受け、 そ

の共同責任の下で実行される。

各被監置者に対する監督、

措置の実施及びその良好な

展

開 罰適用の任を負った大審裁判所副所長の管轄に属する。 の適用において、 に関する主たる態様は、 パリ控訴院院長によって指名された、 刑事訴訟法R.五三-八-六四 条 刑

# 内部規則の内容

全ての人間に本質的に属する尊厳の尊重義務を強調する、 センターは、全ての被監置者に思いやりのある扱いをし、

倫理的枠組みの中で運営されなければならない。

被監置者は、

自由の制限及び集団生活に内在する強制を

含む、 上の明白な理由から、 全ての被監置者に課されるこの強制は、 一定の生活規則に服する。 特定の物を所持することの統制及び とりわけ、

保安

禁止を含む。

他者の尊重及びセンターの健全な運営に必要な秩序に基 集団生活は、各人のためにまた全ての者の利益におい <u>ک</u>

く生活規則の遵守を含む 本規則は 以下の事項を定める。

55 (79-1 • 2 -55)

研究ノート

被監置者に

つい

て、

被監置者の権利及び義務を定義する

条項

を可能にする規則に関する条項の基盤 職員について、 彼らの職務において彼らを援助すること

センター 内部に介入する全ての者について、

内部規則の実施は、

各人に、生活、

衛生及び清潔に関す

各被監

第一

〇条

信仰の実践及び精神的な援助

情報手段

ればならない。 置者が享受する権利の尊重に留意することを可能にしなけ る相応の条件を享受することを可能にし、 職員に、

センターに配属された全職員、 者を対象とする。 本内部規則及びその附則は、 及び、 到着後の全被監置者、 そこに介入する全て

目次

前文

第一章 機関の一 般的 紅組織

第一条 行政組織

第二条 収容者

第二章 第三条 機関内での滞在条件 センター -の監督

第四条 被監置者の権利及び義務

第五条

第六条 日の構成

第八条 第七条 機関内での移動 煙草及びアルコ

1

ル 0 服

用

第九条 社会文化的活動、

教育的

活動、

職業訓練活動

及び、労働活動

第 第 二条 条 外部との連絡 社会的給付

第 三条 外出許可

保安

第三章 第 四条 被監置者の財産管 原則

理

五条 金銭的価 値

第四章 六条 被監置者に対するケア 非金銭的 i 価値

第一 八条 身体的ケア 第一

七条

医学的心理学的ケア

第一

九条

収容

第二〇条 社会的ケア及び司法監 医療的緊急

教育的ケア

機関内での秩序 の 尊

 $(79 - 1 \cdot 2 - 56) 56$ 

第五章 第二三条 措 置 措置の停止 の 停止と終了

第二四 条 措置 |の終了

第六章

保安に関する規定

第二五条 保安規則の性質

第二六条 般的保安

附則

第一 第 条 章 行政組: 機関の 織 般的

組

配 属された病院長の共同責任の下に置かれる。

国民保険公施設の長、

及び、

厚生大臣によってこの施設に

センター

は

その管轄領域においてそれぞれ、

フレ

ーヌ

監置登録簿は、

セン

ター

内の書記管理課によって管理さ

日常生活の編成に関する任務は、 0 長 保安、 の管轄に属する。 監視、 秩序維持、 書記、 収容、 フレーヌ国民保険公施設 及び、 被監置者の

て編成される。 条及び第一八条で定められる条件において、 被監置者の保健衛生的、 心理学的 アアは、 病院長によっ 本規則第 七

可 能 セ ンター にするための被監置者に対する学際的ケアに協力する。 内に介入する者は全て、 センタ 1 か ~らの 出 崩を

> 一名の長は、 共同して、 被監置者のケア、

> > とりわ

社

社

教育的な学際的ケアを編成する。

会的権利の行使、 1 1 地域のソーシャルワーカー チにおいて、被監置者を援助する任を負う。社会復 家族関係の維持、 は とりわけ、 及び、 社会復帰へのア 被監置 者の

りつつ、 帰計画において、彼を援護するため、 帰及び保護観察に係る職員は、 被監置者の監督を行う。 社会部門と連携を取

被監置者の出所及び社会復

社会復帰訓練士は、 被監置者へ の 日々の援

護

及び、

セ

ンター 内での活動の編成につき任を負う。

れる。

被監置者のセンター の到着日

そこにはとりわけ以下の事項が転記される。

措置の終了予定日

被監置者の実際の 時 出所の場合、その理 センター 电 -出所日 出所 Ħ 及び、

第一

収容者

的野蛮行為、 このセンター 加重的強姦、 は 謀殺、 加 加重的故殺、 重的略取 ま 加 らたは、 重的拷問 加 重的監 加重

57 (79-1 • 2 -57)

ジーけ入れることを目的としている。 - 禁につき、一五年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者を受

ンターに収容されうる。が保安監視の枠内で服している義務に違反した場合に、セこれらの者は、刑の終了時直ちに、または、これらの者

ることも許さない限りにおいて継続する。 監置者の危険性が外部でのいかなる他の保安処分を検討す

適用の任を負った大審裁判所副所長によって監督される。(被監置者は、パリ控訴院院長によって指名された、刑罰

第三条 センターの監督

の監視下に置かれる。 厚生省医療提供局長、及び、パリ保安監置地方裁判所所長を出るを提供局長、及び、パリ保安監置地方裁判所所長、司法省行刑局長、

られる監督の対象となる。 第L・六一一六-一条及び第L・六一一六-二条によって定めセンターにおいて提供される治療の編成は、公衆衛生法センターは、拘禁施設総監督官による視察を受けうる。

第四条 波監置者の権利及び第第二章 機関内での滞在条件

被監置者は、人間に内在する全ての権利を享受する。被第四条 被監置者の権利及び義務

監置者に認められる権利の行使は、秩序及び安全の維持、

対象となりえない。

措置免脱の予防にとって厳格に必要な制限以外には制限の

他者の保護、

犯罪の予防、

並びに、

被監置者に対する対象

本規則は、現行の規制に従って、センター内での生活規対象となりまた。

各被監置者は、本内部規則の写しを受領し、認容する場則、並びに、被監置者の権利及び義務を定義する。

合にはそれに副署する。

被監置者は、本規則を遵守する義務を負う。

第五条 機関内での秩序の尊重

の下、強制力の使用も含めて、あらゆる適切な措置を取るられた権利の尊重、及び、同第R・五三-八-七二条の遵守動を取る場合、EPSNFの長は、刑事訴訟法第四条に挙げの安全を危殆化し、または、持続的な混乱を惹起しうる行の安全を危殆化し、または、持続的な混乱を惹起しうる行の安全を対している。

このような措置では不十分であることが判明した場合、

権限を有する。

従 最 つって、 ₺ 重 大な行 以下の措置をもたらしうる。 動 は 刑 事 訴 訟法第 R 五三-八-七三 一条に

1 一日から最大二○日間まで、職業活動、職業訓練、

化

的活動、

スポーツ活動、

及び、

娯楽活動

Ó

停止

文

監置;この措置は、居室外でのあらゆる活動の停止、医② 一日から最大二○日間まで、個人のステュディオへの

センター内における人との自由交通の停止を含む。療的、心理学的ケアに結びついた面会及び活動を除いて、

置は、

その執行によって被監置者の健康状態が危殆化

任者によるものも含めて、口頭または書面で自己の所見をこの手続の枠内で、被監置者は、弁護人または公認の受されることを医師が証明する場合、停止される。

る。 は理 した後に下され、 示すことができる。 緊急の場合を除いて、 由 が付され、 当該決定は対象者 刑罰適用判事に通 この決定は、 <u>の</u> 知される。 病院長の 件書類に添付され この決定に 意見を聴取

ては起こりうる刑事訴追の開始を妨げない。 これらの措置の実施は、なされた行為の故に場合によ

第六条 一日の構成

日中、

全被監置者は、

医学的な適応に基づいてまたは保

食事は、以下の時間に食堂で取る。センターの活動に参加することができる。安上の理由から責任者が反対の決定をする場合を除

—朝食:七時四五分

昼食:一一時四五分

夕食:一七時四五分または一八時

建物、技術的ネットワーク、緑地帯の維持、並びに、イオ内で、簡易炊事場を使用することもできる。食事または軽食を作りたい被監置者は、自己のステ

セ

ユ

術課によって行われる。センター内に入場する者は全て、ンターの防火及び技術的セキュリティーは、EPSNFの技

宿泊を享受する。ステュディオの日常のメンテナンスは被被監置者は、設備を整えたステュディオにおいて個別の保安規則に従い、職員の指示に従わなければならない。

動物の存在は、厳格に禁止される。は設備のあらゆる損傷は、被監置者に請求される。

監置者が行う。

被監置者に使

開が

委ね

6

n

7

いる備

品

ま

置者は、 第七条 二〇〇七年二月一日から施行される規則に従って、 機関の内部で喫煙することができない。 煙草及びアルコール

の 服

部 草の服用は、 の場所において可能である。 自己のステュディオ、及び、完全に無蓋の外 但し、煙

P ル コー ル の摂取は、 厳格に禁止される。

第八条 機関内での移動

被監置者は、

七時三〇分から二一

時の間、

センター

内を、

自由 加することができる。 た制限の留保の下、センターにおいて編成された活動に参 かつ平穏に移動する。被監置者は、 第五条で定められ

有する。 テュディ 及び外部から施錠できるものである。 部からのみ操作できる職員専用のもの、 ステュディオの扉には二つの錠が設置され、一つは、 オの居住者に引き渡され、 職員はその合い鍵を保 第二の錠の鍵は、 もう一つは、 内部 ス 外

労働活動

第九条

社会文化的活動、

教育的活動、

職業訓練活

動

及

被監

社会文化的活動

活動を享受しうる。これらの活動は、 全被監置者は、文化的活動、 スポー 資格を有する専門 ツ活動、

及び、

娯楽

によって編成され、その一部は外部で行われうる。 野外活動は、少なくとも一日の内一 時間、 このために定

められた場所において、提供される。

する仕事を、自己の計算、 または、

全被監置者は、センター内で、保安に関する規則と両立

外部の雇用者の計算で

労働に関して

行うことができる。 監置の状況と結びついた強制の留保の下、

は、 普通法が適用される。

信で、資格を有する専門家の指導の下、 教育及び職業訓練 全被監置者は、個人または集団で、

センター

内または通

教育及び職業訓

を受ける権利を有する。

すべてのステュディオにはテレビが設置される。

 $(79 - 1 \cdot 2 - 60) 60$ 

第一 〇条 信仰の実践及び精神的な援助

(カトリック、

プロテスタント、

ユダヤ教、

及び、

イス

スケジュールに従って、 ことができる。 ラム教の) 司祭は、 礼拝堂、 センター内に入り、 多目的ホールは、 礼拝場に変わる。 希望者と話し合う 予め定められた

基づき、

傍受され、

録音され、または、

中断されうる。

第一一条 被監置者は、 社会的給付 社会保障法第L・三八一-三一条の規定の対

象となる。 被監置者は、 手当に関して普通法の適用を受ける。

第 - 二条 外部との 連絡

る。 で定められるリストにある当局と交わされる書簡は、 よって被監置者に渡される。弁護人、または、 通 全被監置者は、 到着した郵便物は、 信 任意の者と書簡の発受を行うことができ 場合によっては検査の後、 附則第一

職員に

条

法上の義務を尊重しつつ、 イン ターネットへのアクセスは、 司法官憲の監督の下、 被監置者の費用 可能であ

されえず、

留置されえない。

る。

た管轄を有する副所長の監督の下、 通話は、 弁護人との通話を除いて、 **EPSNF** 刑罰適用の任を負っ の長の決定に

に設置された個別の回線から行われ る。

通話費用は被監置者の負担となり、

通話はステュディ

オ

公民権の行使は、 裁判所 の決定から生じる制限以外の

限を受けえない。

面会

成及び機能に結びついた要請によって制限される。 面会の時間及び回数は、 被監置者のケア、 センタ 1 度 0

面会で許される面会者の数は、 三人に限られる。これ 6

面会が被監置者の社会復帰に資すると思料される場合で、 面会は、 EPSNF の長は、 このために整備された場所において行われる。 被監置者の家族、 後見人、 及び、この

留保の下、その他全ての者に面会許可を付与する。 面会は、 毎日、 ○時から一 五時 Ď 間で特定の時 間帯

ンターの安全及び善良な秩序の維持と結びついた理由

 $\sigma$ 

行われる。 定の条件の下、 家族との面会施設における滞在が、 被

61 (79-1 • 2 -61)

紀 官の承諾の後、実施されうる。 - 監置者の請求に基づいて、本規則の前文に定められる裁判

は、近親者との面会は、ステュディオ内で行われうる。医学的適応に基づいて、被監置者が移動できない場合に

第一三条 外出許可

命令によって、承認されまたは拒絶される。刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長の理由を付した察局長、及び、共和国検事の意見を聴取した後に下される、外出許可は、行刑局長、病院長、県の社会復帰・保護観

―家族関係の維持、または、監置措置の終了準備のため、―とりわけ、家族の重大な事情の場合、随員付の外出-八-六九条以下)。

にする、あらゆる情報を提供する。 用判事が、対象者の状況に適応した決定を下すことを可能許可の準備に有用な審査及び調査を行う。同局は、刑罰適許の少レテイユ(Créteil)の社会復帰・保護観察局は、外出

電子監視付外出

第三章 被監置者の財産管理

第一四条 原則

び時計以外の宝飾品を保持させない。の下、被監置者には、金員、貴重品、並びに、結婚指輪及の下、被監置者には、金員、貴重品、並びに、結婚指輪及

を自由に使う。

被監置者は、

自己の労働から生じる報酬及び自己の資

金銭的価値 第一五条 金銭的価値及び非金銭的価値

被監置者が第三者への送付または供託を請求しなかったに属する金銭的価値が記入される。センターは、専用の口座を管理し、その口座に被監置者

よる保管の拒否を正当化しえない。
される。その額の大きさは、いかなる場合も、センターにする額が、監置登録簿への記入時、直ちに彼の口座に記入ことを条件として、被監置者がセンターへの入所時に保有

支払われるべき額の全てが、貸し方または借り方に記入さ者に対して支払われるべき額、または、被監置者によってこの口座には、後に、規則の条件の下、監置中、被監置

れる。

の管理を行う。 人を介して行われる 被監置者は、 場合によっては、 民法上 の能力の制限内で、 この管理は、 外部 外部 の世襲財 の代理

産

罰

0

管轄を有する副所長の監督に服する。 署官が前項に規定される裁判官の許可をえた場合に、 するための証印の押捺は、 場合によってはありうる代理は、 ずれにせよ、 公証人の仲介を申請する書面は、 署名者の能力を推断させえない 刑 これらの文書を発送 適用 任を負った この公 社会

的医

療的司法的センター

内で作成されうる。

され 宝 |飾品及び貴重品 て外部への払い込みを行うために用いられうる。 た購入を行うため、 の口座上の処分可能な資金は、 または、 EPSNF の長の許可 本規則第一六条に列挙 基

場合、 彼の家族に引き渡されうる。 前述の登録簿に記入され、 宝飾品及び貴重品は、 紛失物の評価額が被監置者またはその権利者に返還 宝飾品及び貴重品は、 評価の センター センター 被監置者の要求に基づいて、 後 明 の書記課に保管され 和目録 に帰責される紛失の が作成され、

> 者は、 拒否されることがある。 時的に、このために作られた登録簿に記入され、 家族もしくは精確に特定されるその他の受益 この場合、 貴重品及び宝飾 被監置

り指定されたその他の受託者の手に委ねることによって、 り返すことによって、 または、 売却することによって、 公証人もしくは それらの物品を処分する EPSNF の長によ

者の負担となる。 ように促される。発送、 EPSNFの長は、 それらの物品 保管または売却の費用は、 0) 性質、

量

ま

出

被監置

知する。 る副所長に、 ると思料されるときは、 の故に、 金額または貴重品が差し押さえられ、 被監置者の所有に係る金額または貴重品を通 刑罰適用の任を負った管轄を有す 数 押収されう たは 所

する場合、 き換えに、 被監置者の出所の際、 それらの物品は、 被監置者に引き渡される。

措置の終了及び死亡

宝飾品及び貴重品

は

受領

証と引

国有財産行政庁に引き渡され

当事者が受領を拒否

る。

その権利者による請求を受け 被監置者の死亡から五年以内に、 なか 7 た場合、 宝飾品及び貴重 それらの物品 品

その

)価額

数量または容量を理由に、

それらの引き受けが

は

玉

有財産行政庁に引き渡され、

この引き渡しは、

セ

が所時に被監置者が所持し

てい

る貴重品及び

宝

品

は

され

る。

63 (79-1 • 2 -63)

ター にとって受領証に相当し、 金員は、 国庫に編入される。

第一六条 身の 回 四 り 品<sub>14</sub>

センターへの入所時に所持する物は、 被監置者の所持に委ねられうる物を除いて、 EPSNF の長または 被監置者が

その代理人によって保管される。

に記入される。 返却されるために、 これらの物は、 財産目録の作成後、 当事者の責任において、 出所時に被監置者に 特別な登録簿

医師は、 旨知らされなければならない。 被監置者がセンターへの到着時に薬を所持している場合、 なされるべき使用を決定するために、 直ちにその

日常生活用品及び外部購入 ステュディオを塞がないために、

を避けるために、 財産にとって危険となりうる物を被監置者が所持すること 本規則の附則第二条に記載されるリスト

また、

人々の安全及び

は、 監置者の脱 当局によって提供された衣服を着用したい旨表明する被 センター内で禁止される物を定義する。 いだ個人的な衣類は、 明細目録が作成され、 洗

濯され、

消毒される。

が、

その権利者による請求を受けなかった場合、それらの

その後、 当該衣類は、 出所時に所有者に返却されるよう

センターの倉庫で保管される。

選択して、さまざまな製品を入手することができる。 全被監置者は、センターによって作成されたリスト

び人々の安全を害しないという留保の下、そのことを は、注文される製品が本内部規則の規定に合致し、財産及 たは、このリストに入れさせることを望む場合、 被監置者 被監置者がこのリストに示されていない製品を購入し、

EPSNFの長に請求することができる。

れうると思料されるときは、 数量または出所の故に、差し押さえられ、 EPSNF の長は、被監置者の所持する物が、その性質、 その物を刑罰適用の任を負 または、 押収さ

た管轄を有する副所長に通知する。 EPSNFの長は、 かくして被監置者から剝奪された全て

措置の終了及び死亡

の物につき病院長に通知する。

否する場合、 と引き換えに、引き渡される。 被監置者の出所の際、 被監置者の死亡から五年以内に、 それらは国有財産行政庁に引き渡され 個人的な衣服及び衣類は、 当事者がそれらの受領を拒 個人的な衣服及び衣類 受領証

 $(79 - 1 \cdot 2 - 64) 64$ 

6

但し、 か

ま

ンター 物は、 にとって受領証に相当する。 国有財産行政庁に引き渡され、 この引き渡しは、

第四章 被監置者に対するケア

医学的心理学的ケア

利用可能な治療手段の全てを含む。このケアは、センター 医学的心理学的治療の提供は、 科学の現状に合致した、

内に介在する、ヴィルジュイフ(Villejuif)のポール

きる。 は 尊重 この治療的活動は、 被監置者の必要に応じて、 同法によって定められた条件の下、 の下に保管される治療記録に記載される。 公衆衛生法によって示される諸原理の 個別または集団で行われうる。 患者がアクセスで この記録に

て、病院長によって決定された計画表及び時間割に従って これらの活動は、 ポ | ル ギロ 月曜日から金曜日の九時から一七 保健公施設のチームの提案に基づい 時

自らの同意を条件として、 れらの態様は、 被監置者に通知される。 個別化された治療計画の対象と 各被監置 者は

実行される。

セ

なる。

第一八条 身体的ケア

病院長は、

定め、 まず、 身体的ケアは、 場合によっては、 被監置者に対する EPSNF の専門家の介入態様を 病院長によって編成される。 必要とされる専門医の介入態様を

第 九条 定める。

ロ |

常的に提供される。このケアに結びついた治療的活動は、

(Paul Guiraud) 保健公施設のチームによって、

緊急の場合を除いて、 被監置者の収容は、医学的所見に基づいて決定され 刑罰適用の任を負った副所長及び

及び護衛体制を命じる。

監置者の収容について通知される。 ヴァル・ド・マルヌ (Val-de-Marne)

知事は、

適合する保護

の知事は、

予め、

域共同 特権的でなければならない 保健施設内に存在する、 の特殊医療ユニット、 保安性が高められた諸装置は、 (保安性が高められた部屋、 特別に整備された医療ユニッ 地

<u>}</u> °

第二〇条 医療的緊急

緊急の場合、 EPSNFの当直医が、 取るべき行動を決定

研究ノート する。

第二一条 社会的サービス 社会的ケア及び司法監視

者との関係において、社会復帰及び保護観察に係る職員は 会的権利の行使、 プローチにおいて、被監置者を援助する任を負う。 地域のソーシャルワーカーは、とりわけ、被監置者の社 家族関係の維持、及び、社会復帰へのア 被監置

外部的介入者

被監置者の司法的措置の監督を行う。

領域における特殊なケアを正当化する、 る権限が付与されうる。 する権限、または、 専門化された外部的介入者には、提案された活動に参加 個人的な状況がとりわけ医療的社会的 被監置者を援助す

司法監視

復帰・保護観察局によって保証される。 の請求及び最終的な出所の準備のため、 管轄を有する司法官憲との関係は、とりわけ、 クレテイユの社会 外出許可

教育的 ケア

教育的ケアは、EPSNF の長及び病院長によって共同し

て編成される。

ター内に介在する看護チームと共同して、 教育者は、被監置者の日常生活の編成に関与し、 教育計画を策定 セン

する。

を負う医師の特権的対話者である。 よって指名される。 責任者は、 医療的心理学的ケアの責任

教育者のチームの責任者は、EPSNFの長及び病院長に

第五章 措置の停止と終了

第二三条 措置の停止

停止される。 保安監置は、 その執行中に生じたあらゆる拘禁によって

第二四条 措置の終了

保安監置決定は、一年間有効で、 センターにおけるケアは全て、被監置者の重罪累犯の危 更新可能である。

険を低減し、かくして被監置者の出所を可能にすることに

貢献するものである。

重の下、第R・五三-八-五九条の適用によって監督される センター内で学際的ケアに関与する者は、 被監置者の評価を可能にし、彼の経過を追跡するため、 医学的秘密の尊

EPSNFの長は、

センターの健全な機能の責任者として、

各被監置者 0 個々の 件書類に素材を提供することに貢献

第六章 保安に関する規定

第二五条

保安規則の性質

に対する人々及び財産の保護を保障することを目的とする、 0 一般的保安規則は、 必要と均衡していなければならない。 被監置者の平静及び平穏、 地域の状況に応じて、 並びに、 故意から生じる危険 常時、 センター

特別な指示の方法でこれを定める。

重しつつ、 定めるか、

その警察権限及び役務の編成によっ

て取られる、 般原理を尊 EPSNFの長は、

般的な勧告という方法で保安規則を

または、

法律、

規則もしくは法の一

規則 保安規則の遵守に留意し、その実行を調整する。 帰結を回 は、 技術的及び人的欠陥または自然的要因に負う事故 [避し、 緩和することを目的とする。 これらの規 これらの

る。

分の任務を同様に行使する、

行刑監視人によって保障され

センター センターへのあらゆるアクセスは統制され、 のアクセス

保安装置を用いることによって行われる。 限される。 たは EPSNF の長によって予め権限が付与された者に 荷物及び /または物の統制は、 センター 有資格者 **EPSNF** 

する者は全て、

保安規則に従わなければならない。

に進入

制 ま

ステュディオ及び共用場所の定期的な統制が行われる。 統制は、 人々及び財の安全を保障する役割を担う。

期せず部外者と面会及び遭遇した後、 被監置者の保安触診は、 とりわけ、 役務においてまたは予 機関にアクセスする

際に可能である。

統制 8 に指名した代理人の立ち会いの下で行われる。 病院長の同意の後、 病院長または病院長がその

は、

治療所または医療上の秘密が危険にさらされうる場

所 0

\*

\* \*

被監置者

センターにおいて警察の担当区 EPSNF の長

67 (79-1 · 2-67)

周辺の保安は、

第二六条

セ ンタ ĺ

般 的

組織

の特殊性を顧慮する。

則は、

#### 附則第 条

憲のリスト 被監置者が封書で連絡を取ることができる行政及び司法官

共和 国大統領。

政府の構成員、 とりわけ、 法務大臣、 司法大臣。

司法大臣官房長、 共和国斡旋員及びその代理人。 司法機関監察官、行刑監察局長、

知事及び副知事。

の各局長、これらの局の司法官及び公務員。

議院の長(元老院、 国民議会)。

被監置者の住所地または監置地の市

長

国民議会議員及び元老院議員。

Э | ロッパ議会のフランス人議員。

コンセイユ・デタの副議長。

共和国法院院長。 破毀院院長及び破毀院検事長。

控訴院院長及び控訴院付き検事長。

小審裁判所所長。 大審裁判所所長及び大審裁判所付き共和国検事。

控訴院予審部部長。

後見判事。

予審判事。

少年係判事。

家族事件担当判事。 刑罰適用判事。

地方行政裁判所所長。

行政文書へのアクセスに関する行政委員会委員長。

行政控訴院院長。

司法省

州際行刑部長。

社会問題監察局長。

県保健福祉局 (DDASS) の監察医。

地域保健福祉局(DRASS)の監察医。

保健施設長。

差別防止及び平等のための高等機関の長。

子供保護官。

拘禁施設総監督官。

安全保障に関する倫理国家委員会。

軍人の被監置者または軍権力に属する被監置者に関して: 国家憲兵隊隊長。

軍管区を統率する将軍。

被監置者が属する指揮官。

クセンブル

るためのヨー

口

ッパ委員会の全構成員。

るためのヨー

ッパ委員会委員長。

ストラスプー

ルのヨー 口

ロッパ評議会内に設置された、

拷問

及び非人道的もしくは品位を汚す刑罰または処遇を防止す

及び非人道的もしくは品位を汚す刑罰または処遇を防止す

ル

クセンブルクのヨーロッパ共同体司法裁判所所長。

クの第一審共同体裁判所所長

ジュ

0)

ネー ネー

ブ ブ 0

国連拷問禁止委員会の全構成員。 国連拷問禁止委員会委員長。

ジ ジュ ジュ

ユ

ネーブの人権委員会の全構成員。 ネーブの人権委員会委員長

附則第二

禁止物のリスト

共和 これ

国大統領の配偶者。

らの権限と同視されなければならないものとして:

フランスの権限と同視されなければならないものとして:

ッパ ッ

議会議員。

内では禁止される。

以下の物は、フレー

ヌ社会的医療的司法的保安センター

制服と混同しうる衣服

-革手袋、

一工具一式

ヨー ヨー 3 | ヨ |

口 口 口

ッパ

人権裁判所書記。

人権裁判所所長。

ロッパ人権裁判所全構成員。

ストラスブールのヨー

ロッパ評議会内に設置された、

拷問

特定の電化製品:センターの電気容量によって決定され

る

-アルコー ルを含んだ香水。

100九年七月六日

国務大臣、 国璽詔書、 司法・自由大臣

厚生・スポーツ大臣

C.ダルクール (C. d'Harcourt)

大臣の代理として、行刑局長

A.ポデゥー(A. Podeu)

69 (79-1 • 2 -69)

大臣の代理として、収容及び治療施設長

- 1 七七巻四号(二〇一一年)八三一頁以下参照 二月二五日の法律(Loi n° 2008-174)について」法政研究 神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年 る学説の議論状況については、井上宜裕「保安監置及び精 保安監置及び保安監視の概略、 並びに、これらをめぐ
- 2 罪も対象犯罪となった。 れた、故殺、拷問、 二〇一〇年の改正 (Loi n° 2010-242) で、累犯で行 野蛮行為、 強姦、略取または監禁の重 b
- (⋄) Journal officiel du 26 février 2008, p. 3272, Décisior nº 2008-562 DC, Loi nº 2008-174 du 25 février 2008 rela ponsabilité pénale pour cause de trouble mental tive à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irres

年で、

軽罪で一回、

重罪で二回、

更新が可能である。

- 4 政研究七九巻一・二号(二〇一二年)参照 法院二〇〇八年二月二一日裁決第二〇〇八-五六二号」法 本裁決の翻訳として、フランス刑事制裁研究会訳 憲
- (5) 司法監視は、二〇〇五年、保安処分として導入された 的軽減に対応する期間を超えない範囲で、社会内司法監督 その内容は、釈放後、 年以上の自由剝奪刑で有罪宣告を受けた者が対象となる。 もので、社会内司法監督の対象となる重罪または軽罪で七 上の義務と同様の義務を課すというものである。 刑の軽減の自動的付与及び刑の補充
- (6) 社会内司法監督は、 判決裁判所によって言渡されるもので、拘禁刑の終 二〇〇五年、殺人罪等も適用対象となった。この措 一九九八年、性犯罪を対象に導入

- 刑で有罪判決を受けた成人が対象で、この措置の前提とし 動型電子監視が導入されている。ここでの移動型電子監視 五年には、 罰される重罪については無期とされる。ちなみに、二〇〇 二〇年であるが、 服することを内容とする。期間は、軽罪で一〇年、 て対象者の同意が必要になる。移動型電子監視の期間 の懲役で処罰される重罪については三〇年、 よって二〇年まで引き上げることができる。 保安処分として課されるもので、七年以上の自由剝奪 刑罰適用判事の監督下で、監視または援助の措置 社会内司法監督に含まれる措置の一つとして移 軽罪の場合、 特に理由を付した決定に また、 無期懲役で処 重罪で
- (7) PRADEL は、「憲法院が保安監置の即時適用に関する 2008, p.1005)° la loi du 25 février 2008 sur les criminels dangereux, D Jean, Une double révolution en droit pénal français avec るとして、この手法を積極的に評価している(PRADEL 規定を有効と認めない場合のために、立法者がこのシステ ムを構想したと想像されうる。この対症療法は巧妙」であ
- 8 JORF nº 0185 du 12 août 2009, p. 13390, texte nº

JRRS Paris, 6 avr. 2009, nº 092963, AJ Pénal 2009

325, obs. M. Herzog-Evans

9

559, obs. M. Herzog-Evans JNRS, 1er juillet 2010, no 10JNRS001, AJ Pénal 2010 を受けたものである。

た。

- 11 Herzog-Evans 教授の情報提供に基づく。 二〇一二年三月三日付 Reims 大学法学部 Martine
- 12 監視の場合が七六件)である。 始以来の総数は九三件 いる移動型電子監視の件数は四三件、二〇〇六年の実験開 2011, p.6 によれば、二〇一一年一月一日時点で実施されて fres clés, de l'administration penitentiaire au 1er janvier Direction de l'administration pénitentiaire, Les chif-(内、仮釈放の場合が一七件、司法
- <u>1</u>3 14 目次には、「非金銭的価値」とある。 目次には、 「金銭的価値」とある。
- 及び保安監視を廃止する法案」がフランス上院に提出され 〔補遺〕 〔付記〕本研究はJSPS科研費二三五三〇〇七九の助成 本論文脱稿後、二〇一二年五月二三日、「保安監置